

# 小山市における「観光又は地域の振興を目的とした催物等において表示等する屋外広告物」に係る取扱方針

この取扱方針は、栃木県屋外広告物条例施行規則（平成 11 年栃木県規則第 46 号）第 4 条第 2 項第 3 号、第 3 号の 2 及び第 3 号の 3 における「市町村の景観の形成に関する計画、方針等」として定めるものである。

なお、他法令等による規制がある場合には、当該法令等への適合が必要となる。

## 1. 良好な景観の形成と風致の維持に関する事項

- ・ 周辺の景観に調和したものであること。
- ・ 広範囲に使用する色彩には、派手な原色、蛍光色、金銀などは避けること。ネオンサイン、イルミネーションその他光源を用いる装置にあつては、強い光の点滅を伴わないものであること。ただし、会場が限定された催物の場合で、当該会場外から視認できないものについては、この限りでない。
- ・ 「高さ」及び「表示面積」については、原則として、市街地形成型地域における基準を限度すること。ただし、催物等の目的を達成するために必要な場合は、この限りでない。
- ・ 企業名やロゴ、商品名を表示する場合には、1 つの広告物の面積の 1/2 以内の表示ができるものとする。ただし、会場が限定された催物の場合で、当該会場内において表示されるものについては、この限りでない。
- ・ 催物等終了後は直ちに撤去すること。

## 2. 公衆に対する危害の防止に関する事項

- ・ 歩行者、運転者等の交通の安全を妨げる恐れがないこと。
- ・ 破損、落下等の危険性がないよう安全確実な施工によること。
- ・ 必要な管理を怠らないようにし、広告物を常に良好な状態に保持すること。
- ・ 1 年を超えて表示等するものについては、1 年経過時に点検報告を行うこと。

## 3. 附則

この取扱方針は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。